



広報



市の鳥・シジュウカラ



FUSSA

平成20年(2008年)

1月15日 No. 751

発行/福生市 編集/企画財政部秘書広報課
〒197-8501 福生市本町5
☎042-551-1511 (市役所代表)
毎月1日・15日発行

人口と世帯数(平成20年1月1日現在)

区分	住民基本台帳	外国人登録	合計
人口			
男	29,679	1,087	30,766
女	28,961	1,230	30,191
計	58,640	2,317	60,957
世帯数	27,542	1,169	28,711

ホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

今号の主な記事

- 2面 青梅税務署から確定申告のお知らせ、年金だより
- 3面 1月の納税、嘱託職員募集
- 4面 介護保険と確定申告
- 5面 悪質商法被害防止共同キャンペーン
- 6面 水道業務の一部が都に移管
- 7面 生涯学習ガイド
- 8面 保健ガイド

所得税、市・都民税の申告はお早めに!

～所得税(国税)の確定申告・還付申告、市・都民税の申告受付が2月1日(金)から始まります～

問合せ 所得税の確定申告→青梅税務署 ☎0428-22-3185 / 市・都民税の申告→市役所課税課市民税係

確定申告等の相談等会場が昨年とは異なりますのでご注意ください

●確定申告、市・都民税の相談受付会場

相談日	受付時間	税務署員	税理士会	市職員	会場
2月 ①1日(金)～7日(木)	9:30～11:00, 13:00～16:00			○	福生駅 プチギャラリー3階
②8日(金)	9:30～11:00, 13:00～16:00		◎	○	
③9日(土)	9:30～11:00, 13:00～16:00		◎	○	
④12日(火)～15日(金)	9:30～11:00, 13:00～15:00	◎		○	
⑤18日(月)～29日(金)	9:30～10:30, 13:00～15:00		◎	○	
3月 ⑥3日(月)～17日(月)	9:30～11:00, 13:00～16:00			○	

※プチギャラリー3階へは、エレベーターでお越しく下さい。

●青梅税務署の特別開庁

相談日	受付時間	会場
2月 24日(日)特別開庁	9:00～11:30, 13:00～16:00	青梅税務署
3月 2日(日)特別開庁	9:00～11:30, 13:00～16:00	青梅税務署

※青梅税務署(JR青梅線河辺駅南口下車徒歩6分)

●青梅税務署員による近隣市町村での申告相談

相談日	受付時間	会場
2月 6日(水)～8日(金)	9:30～11:00, 13:00～15:00	あきる野市中央公民館
6日(水)～8日(金)	9:30～11:00, 13:00～15:00	羽村市役所内
14日(木)・15日(金)	9:30～11:00, 13:00～15:00	瑞穂町民会館

注意事項

- ★福生市の会場は、商工会館から福生駅プチギャラリー3階へ変更になりました。駐輪場・駐車場がありません。徒歩または電車でお越しく下さい。
- ★③の相談日に市・都民税の申告をされる方は、市役所へお越しく下さい。
- ★給与・年金所得で、確定申告をされる方は①・⑥の相談日、それ以外で確定申告をされる方は②・③・④・⑤の相談日になるべくお越しく下さい。
- ★相談等会場は混雑が予想されます。お急ぎの方、準備ができています方は、青梅税務署へ(1月から所得税還付の確定申告の相談・受付をしています)。
- ★水曜夜間・土曜の開庁時間内は、市・都民税申告書のみ、市役所3階課税課市民税係で受け付けます(確定申告の相談・受付はできません)。
- ★事業所得者の方は、収支報告書を記入作成のうえ、税務署員、税理士会の相談日にお越しく下さい。
- ★譲渡所得・贈与税、青色申告などの相談は、青梅税務署でご相談ください。
- ★新規の住宅借入金等の還付申告の方は、青梅税務署でご相談ください。

■住宅ローン控除の特別措置

税源移譲により所得税額が減ったため控除しきれない場合、税源移譲前に比べ負担増とならないように、一定の算式に基づき住民税から控除する特別措置が設けられました。

対象者平成11年から平成18年に入居された方で所得税の住宅ローン控除の適用がある方(平成19年以後に入居

の方は、この特例措置の適用は無く、所得税による控除のみとなります)。

申告書の提出方法

(ア)確定申告をされる方

確定申告書と一緒に青梅税務署へ提出してください(申告書は、青梅税務署・市役所で配布)。

(イ)確定申告をされない方

給与収入のみで年末調整が済んでおり確定申告をされない方は、源泉徴

収票の原本、住宅借入金等の年末残高合計額を勤務先の給与支払担当者に確認のうえ、申告会場または市役所課税課市民税係までお越しく下さい(申告書及び記入例は、市役所・申告会場で配布)。

その他住民税からの住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

申告期限3月17日(月)まで

市・都民税の申告が必要な方

1 平成20年1月1日現在、福生市に住所のある方

①給与所得だけの方で、勤務先から福生市に給与支払報告書の提出がなかった方(勤務先の給与担当者に確認してください)。

②事業・不動産・配当・年金・雑等の所得(所得金額の多少にかかわらず)があった方で確定申告する必要のない方

注意20万円以下の給与所得以外の所得がある場合、所得税で申告不要を選択した非上場株式に係る配当所得のある場合→申告が必要です!

③収入が無かった場合

どなたの扶養親族にもなっていない方、扶養親族になっていても世帯を別にしていない方は、次の事項の基礎資料になるため、市・都民税の申告が必要です。申告書裏面の「収入の無かった方へ」の欄の該当する理由を記入して申告してください(遺族年金・障害年金・老齢福祉年金の受給者を含む)。

●国民健康保険税の算定 ●老人医療受給者証の交付 ●児童・生徒就学援助費の認定 ●児童手当 ●保育料算定 ●国民年金の免除 ●公営住宅入居者の収入の状況の報告などの基礎、非課税証明書等

2 平成20年1月1日現在、福生市外に住所のある方

福生市内に事務所、事業所または家屋敷を有する方

※昨年、市・都民税の申告をされた方等には申告書を1月末頃にお送りします。

市・都民税の申告が不要な方

1 平成19年分の所得税確定申告書を税務署へ提出する方

2 平成19年中の所得が給与だけの方で、勤務先から福生市に給与支払報告書が提出されている方(勤務先の給与担当者に確認してください)

■確定申告、市・都民税の申告をお持ちいただくもの

(①～⑤は提出して頂きます)

1 福生市から送付された書類がある場合にはその書類、印鑑。

2 源泉徴収票や支払者の証明書など、平成19年中の収入が明らかになる資料。

3 年金を受給している方は、社会保険庁から送付されている平成19年分公的年金等の源泉徴収票(はがき)。

4 生命保険の控除証明書、個人年金控除証明書、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険の控除証明書、地震保険料控除証明書、医療費などの領収書等。医療費控除の方は、「医療費の明細書」(医療を受けた人ごとに病院・薬局の領収書を集計し、合計金額を記載。様式は自由。)を作成し、領収書は封筒などに入れてお持ちください(大勢の方が申告されますので、協力をお願いします)。

5 社会保険の領収書(昨年中に健康保険料・厚生年金保険料等を支払ったもの)。また、国民年金保険料・国民年金基金については、社会保険事務所からの控除証明書(はがき)をお持ちください。

6 障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳及び障害者控除対象者認定書をお持ちください。

7 配偶者特別控除を受ける方で、配偶者に所得がある場合は、配偶者の収入が明らかになるもの。

■ご存知ですか?高齢者の「障害者控除」

身体障害者手帳等の交付を受けていない方であっても、65歳以上で寝たきりなど一定の要件に該当する方には、障害者控除対象者認定書を発行します。

所得税や市・都民税の申告の際に添付すると、本人またはその扶養者が障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

申請方法印鑑を持参して介護福祉課窓口へお越しく下さい。

問合せ介護福祉課高齢福祉係

確定申告の記事は2面に続きます

福生市のホームページアドレスは <http://www.city.fussa.tokyo.jp/> です